

○処分結果及び裁判結果の通知等について

令和2年3月26日
道本鑑第4278号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛てみだしのことについては、これまで「処分結果及び裁判結果の通知等について」（平26. 12. 22道本鑑第2520号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、その取扱いについては引き続き次のとおりとするので、所属職員に周知徹底するとともに、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 検察官からの処分結果の通知

- (1) 司法警察員が送致又は送付（以下「送致等」という。）した事件について検察官が処分を行ったときは、事件を送致等した司法警察員の属する所属（以下「事件送致官署」という。）にその処分結果が通知される。
- (2) 前事項により通知された事件の被疑者について有罪の裁判が確定した場合において、検察庁が既決犯罪通知書を作成したときは、事件送致官署にその結果が通知される。
- (3) (1)の事項により通知された事件の被疑者について無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違い（以下「無罪等」という。）の裁判が確定したときは、法務省が定める無罪等裁判確定通知書（別添1）により事件送致官署にその結果が通知される。

2 送致システムによる送致票データの作成・送付

司法警察員が事件を送致等するときは、本来、法務省が定める処分結果通知書（別添2）を当該事件記録の末尾に添付する必要があるが、北海道内においては、札幌高等検察庁及び各地方検察庁本庁と北海道警察との間の取り決めにより、「送致システムによる送致票データ等の作成・送付について」（平28. 5. 27 道本刑第701号（情・生企・交企・公1合同））に定められた送致システムにより送致票データを作成して送付するときは、当該事件記録の末尾に処分結果通知書を添付しなくとも、無罪等の裁判が確定したときには、上記1(3)の無罪等裁判確定通知書でその結果が通知されることになる。

なお、送致システムにより送致等ができない場合及び検察庁から特段の指示を受けた場合は、必ず処分結果通知書を当該被疑事件記録の末尾に添付し、処分結果の通知を求めること。

※ 別添は省略